

水害の被害にあわれた方へ

千葉県弁護士会ニュースNo.2

台風13号で被害された皆さんへ、心からお見舞い申し上げます。千葉県弁護士会は、皆さんの生活再建のために最大限の支援を行います。

1 困ったことがあれば相談しよう

災害ボランティアセンターが終了した後も、皆さんの地域の社会福祉協議会では**ボランティアの対応は継続**しています。一人で対応できないことがあれば、あきらめずに相談してみよう。

茂原市社会福祉協議会 0475-23-1969

長南町社会福祉協議会 0475-46-3391

大網白里市社会福祉協議会 0475-72-1995



千葉県弁護士会でも「**台風被害の困りごと相談**」を受けています。どのような内容でも大丈夫。電話で相談を承ります。もちろん無料相談です。

千葉県弁護士会 相談受付電話 043-227-8954

2 罹災証明書を必ず申請する

写真はなくてもOK!

お住いの役所で罹災証明書の申請をしましょう。罹災証明書は、**申請しないと発行されません。**

役所に申請をすると、被害調査が行われます。そして、住宅被害の程度を証明する罹災証明書が発行されます。

全壊

大規模
半壊

中規模
半壊

半壊

準半壊

一部損壊

罹災証明書は様々な支援制度に結び付く重要な書類です。

日本カーシェアリング協会が

車の無償貸し出し支援を開始しています。
車が水没して困っている方はぜひ確認を。



3 応急修理制度

自宅の修理を行う場合、応急修理制度を活用しましょう。

半壊以上の方は**70万6000円**まで

準半壊の方は**34万3000円**まで

役所が費用を負担します。

必ず契約前に事前に役所に相談し、役所に**申請**してから手続きを進めてください。

なお、応急修理制度を使うと、仮設住宅に入居することができなくなるのでご注意ください。

4 被災者生活再建支援金(茂原市・長南町の方が対象)

茂原市の方で、**全壊**、**大規模半壊**、**中規模半壊**と認定された方には、被災者生活再建支援法に基づいて

支援金(**全壊**は最大300万円、**大規模半壊**は最大250万円、**中規模半壊**は最大100万円)が支給されます。

役所への**申請が必要**です。

半壊と認定された方で、やむを得ず自宅を解体せざるを得ない場合には、支援金が支給される可能性があります。

土砂崩れの危険があり住宅に**住めない状態が長期間継続**する方も対象となる場合があります。

その他にも独自の支援制度が創設される可能性もあります。茂原市以外の方も役所のホームページを確認するなど情報収集が重要です。

住宅金融支援機構では、被災された方の住宅再建のための融資を行っています。修理費用の借入を検討している方は、お客さまコールセンター「災害専用ダイヤル」へご相談ください。
0120-086-353(通話料無料)

